答 申 情 第 9 4 号 平成 3 0 年 9 月 2 6 日

京都市長 様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 佐 伯 彰 洋 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成30年1月5日付け児福第274号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

ICD-10のF2, 3, 4, 5, 7, 8の児童生徒に関する判定手続が記載されている 文書の不存在による非公開決定事案 (諮問情第153号)

### 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

#### 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年11月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、「ICD-10 F2の児童生徒に関する判定手続が記載されている文書 F3の" F4の" F5の" F7の" F8の"」の公開を請求(以下「本件請求」という。)した。
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分 (以下「本件処分」という。)をし、平成29年11月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

上記のF2等の診断分類については、医師が医療行為としての診察に基づいて判断しており、分類判定手続に係るマニュアル等は定めていないため、請求に係る公文書は保有していない。

(3) 審査請求人は、平成29年12月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第 2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 諮問庁の主張

不存在による非公開決定通知書及び弁明書によると,諮問庁の主張は,おおむね次のと おりであると認められる。

(1) 児童福祉センターにおける医療行為について

児童福祉センター内には医療法に基づく診療所を設置しており、主として心身障害又はその疑いのある児童の診断、治療業務を行うとともに同センター内の児童相談所及び 発達相談課に係る医学判定業務を行い、障害原因の分析、障害像の把握及び療育方針の 決定等を行っており、これに必要な医師を配置している。

### (2) ICD-10コードについて

疾病及び関連保健問題の国際統計分類であり、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関(WHO)が作成したもの。

この内、精神及び行動の障害に係る大分類は以下のとおりである。

コード	病名	コード	病 名
F 0	症状性を含む器質性精神障害	F 5	生理的障害及び身体的要因に関
			連した行動症候群
F 1	精神作用物質使用による精神	F 6	成人の人格及び行動の障害
	及び行動の障害		
F 2	統合失調症,統合失調症型障	F 7	知的障害(精神遅滞)
	害及び妄想性障害		
F 3	気分 (感情) 障害	F 8	心理的発達の障害
F 4	神経症性障害,ストレス関連	F 9	小児 (児童) 期及び青年期に通常
	障害及び身体表現性障害		発症する行動及び情緒の障害

#### (3) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、児童生徒に関してICD-10コードの内の精神及び行動の障害に係る診断分類を判定する際に医師が使用している文書である。

### (4) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

児童福祉センター診療所では、ICD-10コードによる分類をする場合は、医師が 医療行為としての診察をしたうえで判定しているが、上記(3)の文書を当庁は作成及び取 得しておらず、本件請求に係る文書は存在しない。

なお、当該医療行為において医師は、「ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン」(以下「解説図書」という。)を参照し当該分類を判定している。ただし、この解説図書は、一般的に市販されているものであって、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」は、一般に容易に入手、閲覧が可能なものであることから、条例上、公開請求の対象となる公文書の定義から除かれているため、解説図書は本件請求に係る文書として特定していない。

# (5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を管理している。

#### 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

## (1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員(以下「公文書 公開請求の担当職員」という。)が、審査請求人から本件請求時に確認した内容は、お おむね次のとおりである。

児童福祉センターから別の審査請求に係る弁明書が届いたが、そこには具体的にI CD-10に関する説明がされていない。F2等については、もっと詳しく説明するべきであり、例えば文献を添付するなど方法があるはずである。このような弁明をする児童福祉センターにおいては、ICD-10に関するF2等の判定手続を行っていないものと考えられるため、それを確認するための請求である。

イ 公文書公開請求の担当職員が確認した内容及び本件請求書の記載内容から、審査請求人は児童福祉センターに対して、ICD-10コードのF2,3,4,5,7,8 の診断分類に係る判定手続が記載されている文書を求めているものと認められる。

# (2) 本件処分について

ア 諮問庁の主張によれば、児童福祉センター診療所では、ICD-10コードによる 分類は、医師が医療行為として診察したうえで、市販されている「解説図書」を参照 し判定しており、本件請求に係る文書は存在しないとのことである。

イ 解説図書には、精神及び行動の障害について、各障害の臨床像や診断のためのガイドラインが詳細に記載されている。このことからしても、医師が医療行為としてIC D-10コードによる分類の判定を行っているとの諮問庁の説明に不自然な点はない。また、医師が診察の際に解説図書を参照していることからすれば、あえてそれとは別に判定手続が記載された文書を作成していないとしても、不合理であるとは認められない。

- ウ なお、仮に審査請求人が請求対象文書として解説図書を求めているとしても、当該 解説図書は販売することを目的として発行されている書籍であって、一般に容易に入 手、閲覧が可能なものであることから、公文書公開請求の対象にはならない。このこ とは、条例第2条第2号アにおいて示されている。
- (3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# (参 考)

1 審議の経過

平成30年 1月 5日 諮問

2月 2日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 8月30日 審議(平成30年度第5回会議)

9月26日 審議(平成30年度第6回会議)

- ※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。
- ※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。
- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会(部会長 曽我部 真裕)